

販売費、一般管理費その他の費用における債務確定の判定
／ 短期前払費用として損金算入ができる場合

国税庁 No.5387 / No.5380

販売費、一般管理費その他の費用における債務確定の判定

各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入される金額は、別段の定めのあるものを除き、売上原価の額、

販売費・一般管理費その他の費用の額、損失の額とされている。

このうち、「販売費・一般管理費その他の費用」については、当該事業年度の販売費・一般管理費その他の費用のうち、償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものに限られる。

償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務確定しているものとは？

別に定めるものを除き、次の要件の全てに該当するものをいう。

- (1) 当該費用に係る債務が成立している。
- (2) 当該債務に基づいて、役務の提供等の具体的な給付が発生している。
- (3) その金額を合理的に算定することができる。

販売費、一般管理費その他の費用における債務確定の判定

- 例) 建物の修繕費

修繕を発注し、業者によって修繕が完了し、かつ金額の見積りが客観的にできる状況にあれば、未払金等として計上できる！

損金算入
・
未払計上



修繕の発注

H30.1.1



修繕の完了



見積書・請求書の発行

H30.12.31



支払い

H31.12.1

短期前払費用として損金算入ができる場合

前払費用とは？

法人が一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、その事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するもの。

原則として、支出したときに資産計上し、役務の提供を受けた時に損金算入する。

例) 火災保険料 150,000円(10年)

短期前払費用の適用について

法人が、前払費用の額で、支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、その支払時点で損金の額に算入することが認められる。ただし、借入金を預金・有価証券などに運用する場合の借入金に係る利子など、収益の計上と対応させる必要があるものについては、1年以内であっても支払時点で損金の額に算入することは認められません！

短期前払費用として損金算入ができる場合

簡単にまとめると...前払費用の**例外規定**。要件を満たしていれば、損金算入できる！

一定の契約に従って、継続的に役務の提供を受けるものであること

支払日から1年以内に役務の提供を受けるものであること

継続的に適用すること

重要性が乏しいもの

費用と収益が対応するような費用でないこと

当期中に支払いをしたものであること

注意！損金算入できないもの！！

3月決算法人が期間10年の建物の賃借料について、毎年、家賃年額100万円（4月～翌年3月）を2月中に前払いとして支払う場合には、全額損金算入できません！

14月先の分まで支払っている...要件 に該当しないため

又貸ししている場合は、費用と収益が対応しているため、全額損金算入できません！

に該当しないため

